

JWNET EDI方式有料化に係る 説明会

説明概要

- 1.EDI方式の有料化について
- 2.利用料金について
- 3.請求等について
- 4.EDIシステム運用規程の変更について

1. EDI方式の有料化について

EDI方式の利用においては、通常のマニフェスト業務に必要な処理以上のトランザクション(要求処理)が行われており、電子マニフェストシステムへの負荷が増大している状況にあります。

つきましては、今後も安定した品質を維持し、EDI方式の提供を継続するため、EDIシステム運用規程を改定し、トランザクション数に応じた有料化を導入させていただくこととなりました。

2.利用料金について

①利用料金の計算方法

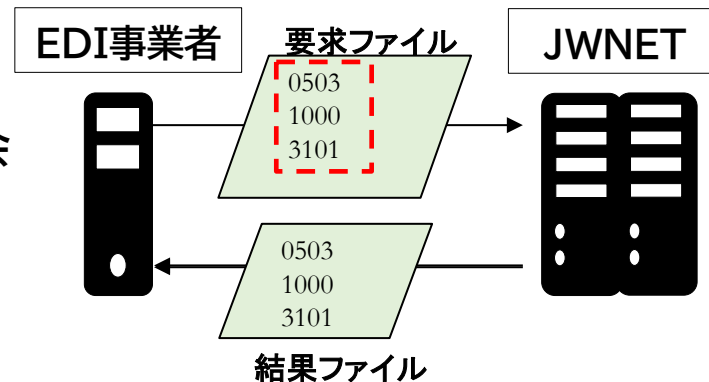
$$\frac{(\text{トランザクション件数}-\text{標準トランザクション件数})}{\text{標準トランザクション件数}} \times 0.02\text{円(単価)}$$

※利用料金が1,000円未満の場合は、請求を行わないものとする。

トランザクション件数:

要求ファイルに設定された機能番単位の処理の総件数

(例:機能番号0503 マニフェスト登録
機能番号1000 運搬終了報告
機能番号3101 マニフェスト・予約情報照会
機能番号3000 通知情報照会
等の処理の総件数)



標準トランザクション件数:

1件のマニフェストに対して必要な標準的処理(登録・報告・照会等)のトランザクション件数をいう。

各EDIシステムごとに、機能番号0501、0502、0503、0504マニフェスト情報の登録及び0101、0102、0103、0104予約情報の登録の合計処理件数を4倍した値とする。

2.利用料金について

②集計期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの利用分を集計するものとする。

例)

(1)トランザクション件数(年間)	150,000,000	
マニフェスト登録件数(年間)	1,000,000	の場合

利用料金:

トランザクション件数(150,000,000)－標準トランザクション件数(1,000,000×4＝4,000,000)＝146,000,000・・・①

①×0.02円＝ 2,920,000円

2.利用料金について

例)

(2)トランザクション件数(年間)	30,000,000	
マニフェスト登録＋予約登録件数(年間)	50,000	の場合

利用料金:

トランザクション件数(30,000,000)－標準トランザクション件数($50,000 \times 4 = 200,000$) = 29,800,000・・・①

① $\times 0.02$ 円 = **596,000円**

(3)トランザクション件数(年間)	500,000	
マニフェスト登録件数(年間)	120,000	の場合

利用料金:

トランザクション件数(500,000)－標準トランザクション件数($120,000 \times 4 = 480,000$) = 20,000・・・①

① $\times 0.02$ 円 = **400円 ※1,000円未満のため請求なし**

2.利用料金について

例)

(4)トランザクション件数(年間)	1,000,000	
マニフェスト登録＋予約登録件数(年間)	300,000	の場合

利用料金:

トランザクション件数(1,000,000)－標準トランザクション件数(300,000×4＝1,200,000)＝－200,000・・・①

※マイナスとなる場合は0件とみなすので請求なし

なお、参考として各EDI事業者ごとに2025年度の実績から算出した請求予想額を別途ご連絡させていただく予定です。

3.請求等について

①請求時期

毎年4月に前年度分の利用料金の請求を行うものとする。

②支払期限及び支払方法

毎年4月30日まで(土日祝日に該当する場合は、その直前の営業日)に、JWセンターの指定する金融機関の口座に、振込にて支払うものとする。

※振込にかかる手数料等の費用は、EDI事業者が負担するものとする。

3.請求等について

③その他

年度の途中でEDIシステムの登録解除を行った場合は、登録解除の翌月に、登録解除まで利用した件数に応じた利用料金請求を行います。

<参考スケジュール>

	R9年度(2027)												R10年度(2028)												R11年度(2029)		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
初回集計期間																											
初回請求													★														
2回目集計期間																											
2回目請求																									★		

4. EDIシステム運用規程の変更について

EDI方式の有料化実施にあわせて、EDIシステム運用規程を変更しました。(2027年4月1日適用)

4. EDIシステム運用規程の変更について

<新旧対照表>

改正後（令和 9 年 4 月 1 日適用）	改正前（令和 5 年 1 月 20 日適用）
（定義）	（定義）
第 2 条（略）	第 2 条（略）
2～13（略）	2～13（略）
14 「要求ファイル」とは、EDI 方式のファイル仕様に従い登録・報告等の処理要求が設定されたレコード群からなるファイルで、EDI 事業者から情報処理センターに送信するファイルをいう。	14～17 新設
15 「トランザクション」とは、EDI システムから送付する要求ファイルに設定された機能番号単位の処理をいい、「トランザクション件数」とは当該処理の件数をいう。	
16 「標準トランザクション」とは、1 件のマニフェストに必要な業務（登録、照会等）における標準的な回数のトランザクションをいい、「標準トランザクション件数」とは、マニフェスト登録処理及び予約登録処理の合計に 4 を乗じた件数をいう。	
17 「課金対象件数」とは、トランザクション件数から標準トランザクション件数を差し引いた件数（負の場合は 0 件とする。）をいう。なお、第 27 条に規定するデモシステムの利用に係る件数は、課金対象件数に含まないものとする。	
（登録の解除）	（登録の解除）
第 13 条（略）	第 13 条（略）
2（略）	2（略）
3（1）～（4）（略）	3（1）～（4）（略）
（5）第 29 条に基づく EDI 利用料金の支払いに応じなかったとき	（5）新設
（ASP 事業計画書の提出）	（ASP 事業計画書の提出）
第 21 条 ASP 事業者は、毎年 3 月 31 日までに、次年度の事業に関し第 9 条第 2 項（2）、（4）、（5）及び（6）について記載した ASP 事業計画書をセンターに提出しなければならない。	第 21 条 ASP 事業者は、毎年 3 月 31 日までに、次年度の事業に関し第 9 条第 2 項（2）、（4）、（5）及び（6）号について記載した ASP 事業計画書をセンターに提出しなければならない。
2～3（略）	2～3（略）

4. EDIシステム運用規程の変更について

<新旧対照表>

改正後（令和 9 年 4 月 1 日適用）	改正前（令和 5 年 1 月 20 日適用）	改正後（令和 9 年 4 月 1 日適用）	改正前（令和 5 年 1 月 20 日適用）
<u>(EDI 利用料金等)</u> <u>第 29 条 EDI システムの利用料金は、システム利用に係る年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）の課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。ただし、次の場合は当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1）年度の途中で EDI 事業者及び EDI システムの登録した場合は、登録の日から当該日の属する年度末（3 月 31 日）までの課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。</u> <u>（2）年度の途中で EDI 事業者及び EDI システムの登録を解除した場合は、登録解除の日までの課金対象件数に 0.02 円を乗じた額とする。</u> <u>（3）上記の計算において、小数点以下の額が発生した場合は切り捨て処理を行うものとする。</u> <u>2 センターは、EDI 事業者に対し 4 月をもって前年度分の利用料金を請求するものとする。ただし、前項（2）の場合、登録解除の日の翌月に請求するものとする。</u> <u>3 センターは、第 1 項の利用料金が 1,000 円未満の場合は、第 2 項の請求を行わないものとする。</u> <u>4 EDI 利用料金の支払いは、EDI 事業者がセンターの指定する金融機関の口座に毎年 4 月 30 日（土日祝日に該当する場合は、その直前の営業日）までに振り込むものとする。なお、年度の途中で EDI 事業者及び EDI システムの登録を解除した場合は、登録解除の日の翌月末までに振り込むものとする。</u> <u>5 振込みに要する費用は EDI 事業者がこれを負担する。</u> <u>6 センターは、特に必要があると認める場合は、第 2 項の規定にかかわらず、別の手続きにより EDI 利用料金に係る請求を行うことができるものとする。</u>	(EDI 利用料金等) 第 29 条 新設	(保証) 第 30 条 (略) (免責事項) 第 31 条 (略) (秘密の保持) 第 32 条 (略) (調査の受入れ) 第 33 条 (略) (合意管轄裁判所) 第 34 条 (略) 附則 1～9 (略) <u>10 本規程は、令和 9 年 4 月 1 日から適用する。(定義、登録の解除、EDI 利用料金等の追加)</u>	(保証) 第 29 条 (略) (免責事項) 第 30 条 (略) (秘密の保持) 第 31 条 (略) (調査の受入れ) 第 32 条 (略) (合意管轄裁判所) 第 33 条 (略) 附則 1～9 (略)

電子マニフェストシステム EDI方式に関するお問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー13階

EDIサポート:edi-support@jwnet.or.jp

お問合せ(照会票掲載ページ):

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/info/edi/contact.html>

EDI方式に関するお問合せについて

なりすまし等セキュリティ対策のため、お問合せは、
原則、運用管理責任者より照会票を用いてご連絡ください。
直接のご連絡が難しい場合は、CCに運用管理者のメールアドレスを含め
てご連絡ください。なお、電話でのお問合せはお受けしておりません。

(7/30追加)トランザクション件数のカウント方法サンプル

要求ファイル.csv サンプル

```
HD1,0001,XXXXXXXXXX,2XXXXXXXX,000000,1,29,20260727,XXXXXX,.....
HD2,0002,1XXXXXX,XXXXXXXXX,1,.....
D01,0503,,1,1,,20260727,○○○○,XXX-XXX,○○○,○○○○,○○○,○○○,○○,○○,XX,0,0,000,,○○○,1.5,2,02,01,,3XXXXXX,.....,XXX,,0,,0,1,0,1,0
D03,0503,1,2XXXXXX,.....,1,○○○,○○XXX○XX,3XXXXXX,XXX,.....
D05,0503,1,XXXXXXXXXX,.....
HD2,0002,2XXXXXX,XXXXX,.....,2,.....
D09,1000,XXXXXXXXXX1X,1,.....,20260727,○○○
D09,1000,XXXXXXXXXX2X,.....,20260727,○○○
HD2,0002,3XXXXXX,XXXXX,.....,1,.....
D61,2001,XXXXXXXXXX,.....
D62,2001,0,.....,1,.....
HD2,0002,3XXXXXX,XXXXX,.....
D61,2001,XXXXXXXXXX,.....
D62,2001,0,.....,1,.....
HD2,0002,1XXXXXX,XXXXXX,1,.....
D31,0605,XXXXXXXXXX,1,,2026XX,○○○
D03,0605,1,2XXXXXX,.....,1,○○○
D04,0605,○○○,XXX-XXX,○○○,○○○,
D05,0605,1,XXXXXXXXXX,.....
HD2,0002,2XXXXXX,XXXXX,.....,1,.....
D09,1100,XXXXXXXXXX,.....,2026XX,○○○
```

<トランザクション件数のカウント方法サンプル>

トランザクション件数：7件

標準トランザクション件数：1件×4=4件（例の標準トランザクション対象の機能番号は「0503」）

- ①「機能番号0503 マニフェスト情報の登録（新規）（放射性物質管理を含む）」1件としてカウント
- ②「機能番号1000 運搬終了報告」1件としてカウント
- ③「機能番号1000 運搬終了報告」1件としてカウント
- ④「機能番号2001 最終処分終了報告」1件としてカウント
- ⑤「機能番号2001 最終処分終了報告」1件としてカウント
- ⑥「機能番号0605 マニフェスト情報の修正（放射性物質管理を含む）」1件としてカウント
- ⑦「機能番号1100 運搬終了報告の修正」1件としてカウント

<標準トランザクション対象機能番号>

機能番号0101 予約情報の登録

機能番号0102 2次予約情報の登録

機能番号0103 予約情報の登録（放射性物質管理を含む）

機能番号0104 2次予約情報の登録（放射性物質管理を含む）

機能番号0501 マニフェスト情報の登録(新規)

機能番号0502 2次マニフェスト情報の登録(新規)

機能番号0503 マニフェスト情報の登録（新規）（放射性物質管理を含む）

機能番号0504 2次マニフェスト情報の登録（新規）（放射性物質管理を含む）

※機能番号とレイアウト番号の構成については、EDI方式接続仕様書「4-1.機能とファイルレイアウト対応」も参照ください。